

罹災判定別 支援制度一覧

令和6年7月30日現在
申請したら にチェック!

(住家の罹災判定)

全壊

※被災者生活再建支援制度で「解体世帯」または「長期避難世帯」と認められた世帯も同様

被 災者生活再建支援金 (国) ④ 住民福祉課：☎ 52-3621

最大 300 万円
(単身：225 万円)

①基礎支援金・・・100万円 (単身：75万円)
②加算支援金・・・建設・購入：200万円 (単身：150万円)
補修：100万円 (単身：75万円)
賃借：50万円 (単身：37.5万円)

地 域福祉推進支援臨時特例給付金 ④ 臨時特例給付金コールセンター：☎ 076-225-1956

最大 300 万円

①家財等支援・・・最大100万円 (家財：50万円 + 自動車：50万円)
②住宅再建支援・・・建設・購入・補修：最大200万円
賃借：最大100万円

対象世帯：①高齢者 (65歳以上) がいる世帯 ②障がい者のいる世帯
③児童扶養手当受給世帯 ④住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯 ほか

石 川県義援金 (住家被害) ④ 会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

180 万円 第一次配分：20万円 第二次配分：80万円 第三次配分：80万円

穴 水町災害義援金 (住家被害) ④ 会計課：☎ 52-3690 / 議会事務局：☎ 52-3700

10万円 震災により被害を受けた世帯に対して、全国から寄せられた義援金を配分します。

応 急修理制度 ④ 地域整備課：☎ 52-3680

最大 70.6万円 対象範囲：①屋根・基礎・柱・外壁・床など ②トイレなどの衛生設備
③電気・ガス・上下水道などの配管・配線 ④ドア等の開口部
※原則、公費解体との併用はできません

家 財一時保管支援事業補助金 ④ 環境安全課：☎ 52-3770

最大 5 万円
(補助率 10/10) 公費解体または自費解体の申請者で、県のホームページに掲載されている事業者が行う家財一時保管サービスを利用した方へ、補助金を給付します。

公 費解体 ④ 公費解体専用ダイヤル (平日9時～17時)：☎ 23-4176

【申請予約】
令和6年9月30日 (月) まで 震災で被害を受けた家屋等について、所有者の申請に基づき、町が解体・撤去を行います。

穴 水町災害義援金 (全町民)

1人あたり 2万円

④ 会計課：☎ 52-3690
議会事務局：☎ 52-3700

石 川県義援金 (特別給付分)

1人あたり 5万円

④ 義援金特別給付分コールセンター
☎ 0120-102-829

被 災宅地等復旧支援事業補助金 ④ 地域整備課：☎ 52-3680

最大 766 万円

補助対象：擁壁や宅地のり面の復旧工事、住宅の地盤改良、傾斜修復 など
補助金額：最大766万円

石川県：2/3	所有者：1/3	所有者：50万円
---------	---------	----------

※補助対象経費から少額工事相当額50万円 (所有者負担) を控除した額のうち、2/3を補助
※50万円以下の工事は制度対象外

イメージ図 (---: 補助対象範囲)

例) 住宅が全壊し、住宅再建と併せて、宅地復旧を行う場合 (耐震改修なし)

補助対象経費：1,200万円	地盤改良：400万円
	傾斜修復：200万円
	宅地復旧：200万円
	擁壁復旧：400万円

1,200万円 - 50万円 = 1,150万円のうち、
補助額：766万円 (2/3) 所有者：384万円 (1/3)

住 宅耐震化促進事業補助金 ④ 地域整備課：☎ 52-3680

① 耐震改修：最大 150 万円 (補助率 10/10) ② 耐震診断：最大 9 万円 (補助率 3/4)

補助対象：①建築士による耐震診断により、耐震性がないと判断された住宅の耐震改修や傾斜修復など
②建築士へ耐震診断を依頼するためにかかる費用

イメージ図 (---: 補助対象範囲)

例) 小規模な耐震改修に併せて、傾斜修復する場合

①補助対象経費：250万円	傾斜修復：200万円	のうち
	耐震改修：50万円	
補助額：150万円 (上限)	所有者：100万円	

② 補助対象経費：10万円 (耐震診断) のうち、
補助額：7.5万円 (3/4) 所有者：2.5万円 (1/4)